

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【選挙管理委員会】

- 岡山県知事選挙の選挙期日
- 選挙長及びその職務代理者の選任
投票用紙の様式
- 選挙会の日時及び場所
- 岡山県選挙管理委員会の事務取扱場所
- 政見放送の順序を定めるくじを行う日時
及び場所
- 政見放送を行わない候補者の経歴放送の
取扱い
- 選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う
日時及び場所
- 選挙事由の発生
- 選挙時登録の基準日等
- 選挙長の事務を行う場所
- 選挙立会人となるべき者が十人を超えた
とき等のくじを行う日時及び場所

選挙管理委員会

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

目次

担当課（室）

◎岡山県選管告示第八十一号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三十三条第一項の規定により、平成二十八年十月二十三日、岡山県知事選挙を執行する。

平成二十八年十月六日

岡山県選挙管理委員会

委員長 岡 本 研 吾

平成28年10月6日 岡山県公報 号外

◎岡山県選管告示第八十二号

平成二十八年十月二十三日執行の岡山県知事選挙における選挙長及びその職務代理者を次のとおり選任した。

平成二十八年十月六日

岡山県選挙管理委員会

委員長 岡 本 研 吾

新見市新見八五四番地	住 所	選 挙 長
岡本研吾	氏 名	長
地 瀬戸内市邑久町北島五三番	住 所	選 挙 長 職 務 代 理 者
佐藤将男	氏 名	

◎岡山県選管告示第八十三号

平成二十八年十月二十三日執行の岡山県知事選挙に用いる投票用紙の様式を次のとおり定めた。

平成二十八年十月六日

岡山県選挙管理委員会

委員長 岡 本 研 吾

<p>知 事</p>	<p>平成二十八年執行 岡山県知事選挙投票行</p>
<p>○注意</p>	<p>一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。 二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。</p>
<p>候補者氏名</p>	<p>印</p>

備考

- 一 印は、岡山県選挙管理委員会の印とし、刷り込み式とする。
- 二 紙の色は薄い黄色とし、文字は黒色のインクで印刷する。

平成28年10月6日 岡山県公報 号外

◎岡山県選管告示第八十四号

平成二十八年十月二十三日執行の岡山県知事選挙における選挙会の日時及び場所を次のとおり定めた。

平成二十八年十月六日

岡山県選挙管理委員会

委員長 岡 本 研 吾

一 日 時 平成二十八年十月二十六日 午前十時

二 場 所 岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県庁九階大会議室

平成28年10月6日 岡山県公報 号外

◎岡山県選管告示第八十五号

平成二十八年十月二十三日執行の岡山県知事選挙における岡山県選挙管理委員会の事務取扱場所を次のとおり定めた。

平成二十八年十月六日

岡山県選挙管理委員会

委員長 岡 本 研 吾

一 平成二十八年十月六日の事務

岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県庁九階大会議室

二 平成二十八年十月七日以降の事務

岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県庁九階岡山県選挙管理委員会委員室

平成28年10月6日 岡山県公報 号外

◎岡山県選管告示第八十六号

平成二十八年十月二十三日執行の岡山県知事選挙における各候補者の政見放送の順序を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定めた。

平成二十八年十月六日

岡山県選挙管理委員会

委員長 岡 本 研 吾

一 日 時 平成二十八年十月六日 午後五時十五分

二 場 所 岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県庁九階大会議室

◎岡山県選管告示第八十七号

平成二十八年十月二十三日執行の岡山県知事選挙において、テレビジョン放送による政見放送を行わない候補者のテレビジョン放送による経歴放送の取扱いについて、次のとおり定めた。

平成二十八年十月六日

岡山県選挙管理委員会

委員長 岡 本 研 吾

政見放送を行わない候補者の経歴放送は、他の全ての候補者の政見放送が終了した直後（政見放送が二回行われる場合においては、それぞれの政見放送が終了した直後）に行うものとする。

この場合において、政見放送を行わない候補者が二人以上あるときの経歴放送の順序は、くじにより定めるものとし、このくじを行う場所及び日時は、次のとおりとする。

一 場 所 岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県庁九階大会議室

二 日 時 平成二十八年十月六日午後五時十五分から行う岡山県知事選挙における各

候補者の政見放送の順序を定めるくじの後、引き続き行う。

平成28年10月6日 岡山県公報 号外

◎岡山県選管告示第八十八号

平成二十八年十月二十三日執行の岡山県知事選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定めた。

平成二十八年十月六日

岡山県選挙管理委員会

委員長 岡 本 研 吾

一 日 時 平成二十八年十月七日 午後五時三十分

二 場 所 岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県庁九階大会議室

◎岡山県選管告示第八十九号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百十三条第三項第三号に規定する岡山県議会の議員の補欠選挙を行うべき事由が岡山市北区・加賀郡選挙区において発生した。

平成二十八年十月六日

岡山県選挙管理委員会

委員長 岡 本 研 吾

平成28年10月6日 岡山県公報 号外

◎岡山県選管告示第九十号

平成二十八年十月二十三日執行予定の岡山県議会議員補欠選挙（岡山市北区・加賀郡選挙区）における選挙人名簿の登録について、被登録資格の決定の基準となる日、登録を行う日及び縦覧に供する期間を次のとおり定めた。

平成二十八年十月六日

岡山県選挙管理委員会

委員長 岡 本 研 吾

一 被登録資格の決定の基準となる日

平成二十八年十月十三日

ただし、年齢については、平成二十八年十月二十三日で算定する。

二 登録を行う日

平成二十八年十月十三日

三 縦覧に供する期間

平成二十八年十月十四日

平成28年10月6日 岡山県公報 号外

◎岡知選告示第一号

平成二十八年十月二十三日執行の岡山県知事選挙における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定めた。

平成二十八年十月六日

岡山県知事選挙

選挙長 岡 本 研 吾

一 平成二十八年十月六日の事務

岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県庁九階大会議室

二 平成二十八年十月七日以降の事務

岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県庁九階岡山県選挙管理委員会委員室

平成28年10月6日 岡山県公報 号外

◎岡知選告示第二号

平成二十八年十月二十三日執行の岡山県知事選挙における選挙会に関し、届出のあった選挙立会人となるべき者が十人を超えたときのくじ及び同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が三人以上となったときのくじを行う日時及び場所を次のとおり定めた。

平成二十八年十月六日

岡山県知事選挙

選挙長 岡 本 研 吾

一 日 時 平成二十八年十月二十日 午後五時三十分
二 場 所 岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県庁九階大会議室